

(別紙1)

○農林水産省告示第千六百三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年十月十七日

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

## 一・二 (略)

三 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、安息香酸、アンプロリウム・エトパペート、アンプロリウム・エトパペート・スルファキノキサリン、エンテロコッカスフェカリス、エンテロコッカスフェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、ωーグルカナナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム、ブチリカム、サッカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セララーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センドュラマイシンナトリウム、着香料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。)、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、ニギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス、コアグランス、バチルス、サブチルス、バチルス、セレウス、バチルス、バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム、サーモフィラム、ビフィドバクテリウム、シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォスフォリポール、ムラミダーゼ、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス、アシドフィルス、ラクトバチルス、サリバリウス、ラサロシドナトリウム及びリパーゼ並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

## 四 (略)

## 一・二 (略)

三 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アンプロリウム・エトパペート、アンプロリウム・エトパペート・スルファキノキサリン、エンテロコッカスフェカリス、エンテロコッカスフェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、ωーグルカナナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム、ブチリカム、サッカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センドュラマイシンナトリウム、着香料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。)、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、ニギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス、コアグランス、バチルス、サブチルス、バチルス、セレウス、バチルス、バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム、サーモフィラム、ビフィドバクテリウム、シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォスフォリポール、ムラミダーゼ、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス、アシドフィルス、ラクトバチルス、サリバリウス、ラサロシドナトリウム及びリパーゼ並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

## 四 (略)

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。